

## 第3章

国際社会における  
多層的な安全保障協力

今日の国際社会における安全保障課題は、一国のみで対応することがきわめて困難であり、わが国としても、地域あるいはグローバルな安全保障課題に対し、同盟国、友好国その他の関係各国と協力して取り組むことが重要である。

こうした状況を踏まえ、22大綱においては、アジア太平洋地域における協力およびグローバルな国際社会の一員としての協力による「国際社会における多層的な安全保障協力」を、わが国の安全保障の基本方針の柱の一つとして位置づけている。

これを受け、わが国は、①二国間・多国間の安全保障協力を多層的に組み合わせてネットワーク化し、日米同盟ともあいまって、アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化に効果的に取り組むとともに、②グローバルな安全保障環境を改善し、わが国の安全と繁栄の確保に資するよう、国際社会の一員として、国際平和協力活動などに積極的に取り組むこととしている。

本章では、主に①の「アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化」に関連する施策を第1節および第2節で説明し、主に②の「グローバルな安全保障環境の改善」に関連する施策を第3節、第4節、第5節および第6節で説明する。

## 第1節 アジア太平洋地域における多国間安全保障協力・対話の推進

## 1 安全保障協力・対話、防衛協力・交流の意義と変遷

冷戦終結後、軍事力や国防政策の透明性を高めるとともに、防衛当局者間の対話・交流、部隊間の各種訓練などを通じて相互の信頼関係を深めることで、無用な軍備増強や不測の事態の発生とその拡大を抑えることが重要との認識が広まった。また、国家間の相互協力・依存関係が一層進展し、様々な安全保障上の課題に国際社会が協力して取り組むべきとの認識も浸透した。

わが国としても、安全保障環境の改善に積極的に取り組む中、近年の防衛交流は質的に深化し、量的に拡大してい

る。具体的には、①信頼醸成に加え、協力関係の構築・強化の動きが加速し、②対話や交流の相手国が近隣諸国を越えてグローバルな広がりを見せている。また、③親善目的のみならず実務的な性格を有する交流や、対話のみならず行動をとともなう交流の重要性が高まり、相手国によっては、防衛交流の内容が、単なる交流から具体的な協力を行う段階へと発展・深化してきている。さらに、④多国間の安全保障の枠組についても、アジア太平洋地域における安全保障面での取組は、信頼醸成を主眼とした対話の段階か

ら、域内秩序の形成や共通規範の構築といった具体的な協力の段階に移行しつつある。

このような情勢を踏まえ、防衛省としても、限られた資源を効果的・効率的に活用しつつ、今後の国際社会における多層的な安全保障協力を積極的に取り組んでいる。その際、各国・地域の特性を踏まえ、安全保障協力・対話、防衛協力・交流を戦略的に行っていくことが必要である。

具体的には、特に、災害救援やテロ対策などの非伝統的安全保障分野において、全体的な協力感・協調感を醸成していくことが重要であり、こうした取組を基礎として、域内秩序の形成や共通規範の構築に向けた実際の・具体的な

協力を進めることが必要である。また、わが国周辺の国や地域においては、対立感や警戒感をなくし、未来志向の視点で協調的・協力的な雰囲気醸成し、二国間・多国間の場で積極的な協力を進めることが必要である。

22大綱においても、「アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化」が防衛力の役割の一つとして位置づけられたところであり、防衛省・自衛隊としても、安全保障協力・対話、防衛協力・交流、共同訓練・演習を多層的に推進している。

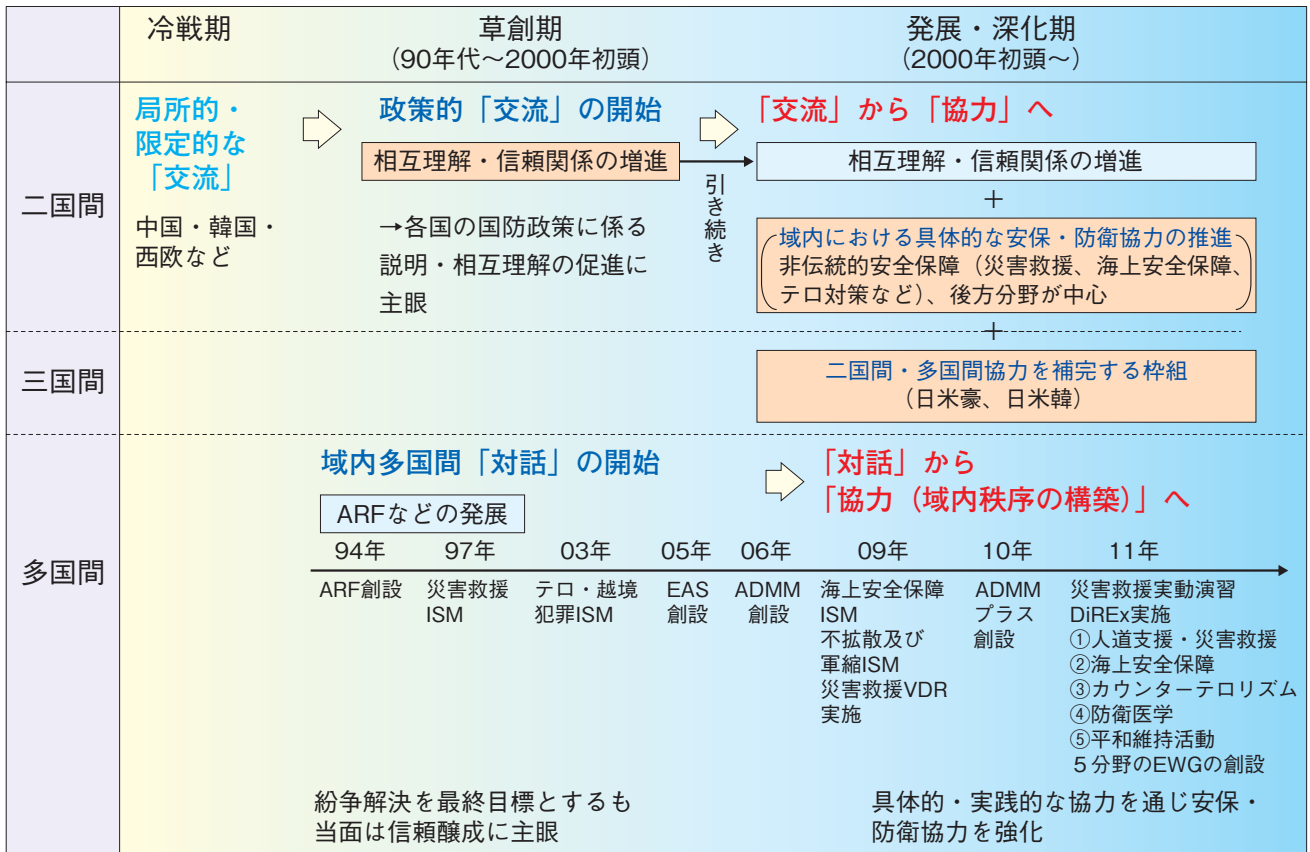
(図表Ⅲ-3-1-1・2・3参照)

参照 資料49・50・53

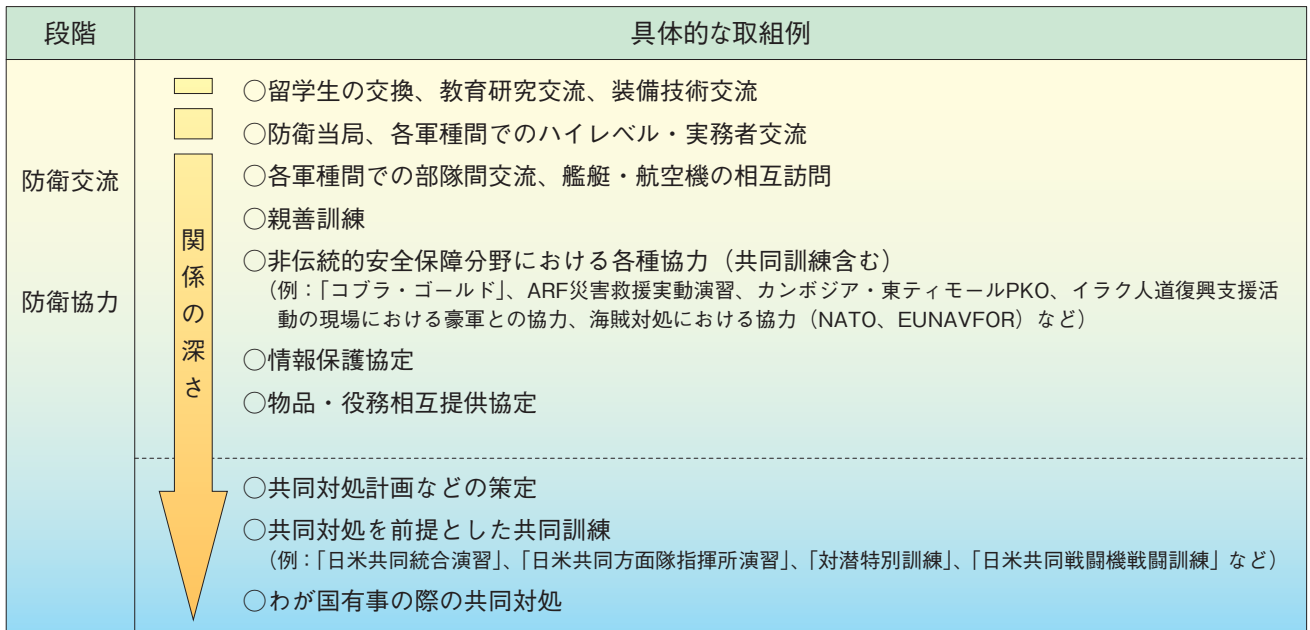
図表 Ⅲ-3-1-1 安全保障対話・防衛交流

区分	類型	意義	概要
二 国 間	防衛首脳など ハイレベルの交流	双方の重要な関心事項である地域情勢や国防政策などについての率直な意見交換を通じて、相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進を図るとともに、じ後の交流にはずみをつける。	・防衛大臣と各国国防大臣の対話・相互訪問 ・防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛事務次官、統幕長、陸・海・空幕長クラスの対話・相互訪問
	防衛当局者間の 定期協議など	国防政策の企画立案者同士が継続的に直接意見を交換することで、ハイレベルの対話・交流の基礎とするとともに、当該国との相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進に寄与する。	・局長、次長、審議官クラスの実務者同士による協議 ・統幕、陸・海・空自衛隊と関係諸国の統合参謀本部、陸・海・空軍との間の対話
	部隊間の交流	共同訓練や交流行事などを通じて相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進を図る。	・人的交流 ・練習艦隊などの艦艇、航空機の相互訪問、捜索・救難などに関する共同訓練の実施
	留学生の交換	本来的な教育上の目的のほかに、比較的長期の滞在による人的交流を通じて、相手国の防衛政策や部隊の実態などに対する理解や信頼関係の増進に寄与するとともに、人的ネットワークの構築を図る。	・留学生の受入れ ・海外の軍関係機関への留学生の派遣
	研究交流	研究者の立場からの自由な意見交換を行い、相互理解を深めるとともに、防衛交流の維持・深化に寄与する。	防衛研究所と諸外国の軍関係の研究機関などとの研究交流
多 国 間	安全保障対話	関係諸国の間で情勢認識・安全保障政策について相互理解を深め、また、多国間にまたがる課題について幅広く意見交換や協議を行う。	・ADMMプラス・ARFにおける対話 ・防衛省主催の多国間対話 ・政府主催の多国間対話 ・民間主催の多国間対話
	共同訓練 セミナーなど	共同訓練、セミナーなどを通じて技量の向上と相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進を図る。	・人的交流 ・災害救援、掃海、潜水艦救難などに関する共同訓練、セミナーなどの実施

図表 Ⅲ-3-1-2 対話、交流から協力へ



図表 Ⅲ-3-1-3 防衛協力・交流イメージ



## 2 多国間安全保障枠組・対話における取組

### 1 拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)の下での取組

ASEAN諸国においては、地域における安全保障協力枠組として、94(平成8)年よりASEAN地域フォーラム(ARF)が存在していたが、06(同18)年5月からASEAN ASEAN Regional Forum 域内における防衛当局間の閣僚会合であるASEAN国防相会議(ADMM)が開催されている。これに加え、10(同22) ASEAN Defence Minister's Meeting 年5月の第4回ADMMにおいて、わが国を含めたASEAN域外国8か国<sup>1</sup>を新たなメンバー(プラス国)とする拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)の創設が決定され、同年10月、第1回ADMMプラスが、ハノイで開催された。

これまで、ASEAN域外国も含めた形でのアジア太平洋地域の国防相が出席する政府主催の会議はなかったことから、ADMMプラスの創設は、地域の安全保障・防衛協力の発展・深化の促進という観点から、極めて大きな意義がある。また、ADMMプラスは、地域における様々な安全保障上の共通の課題を幅広く取り上げる枠組であり、防衛省・自衛隊としても、ADMMプラスを地域における安全保障協力の大きな柱として発展させるべく、ADMMプラスにおける取組を積極的に支援している。

第1回ADMMプラスにおいては、①人道支援・災害救援、②海上安全保障、③テロリズムへの対応、④防衛医学、⑤平和維持活動の5分野をはじめとする相互に有益で実行可能な協力の分野について議論を行うとともに、地域の安定に影響を与える南シナ海についても議論を行い、南シナ海に関する行動宣言(DOC)<sup>2</sup>の完全な実施、国連海洋法条約<sup>the Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea</sup>などの国際法や平和的手段による紛争の解決を強調した。

また、会議後、ADMMプラスの設立を歓迎し、今後の地域における安全保障協力の強化をうたったハノイ共同宣言が署名された。

ASEANは、ハノイ共同宣言において、ADMMプラスは、ASEAN政治安全保障共同体の一部をなす「ADMMにとって不可欠な要素である」と位置付けており、ADMMプラスを単なる懇談の場とせず、より具体的・実践的な協力枠組であると位置づけている。このため、ADMMプラスでは、意思決定機関として、①3年に1度の閣僚級会合であるADMMプラス、②毎年開催される事務レベルのADSOMプラス、③ADSOMプラスWG、④ ASEAN Defense Senior Officials' Meeting 地域の共通の安全保障課題である前述の5分野について議論するための専門家会合(EWG)を創設することが決定された。 Experts' Working Group

EWGは、11(同23)年4月のADSOMプラスにおいて正式に発足し、わが国は、シンガポールと共に防衛医学EWGの共同議長<sup>3</sup>を務めている。同EWGは、11(同23)年7月に、シンガポールにおいて第1回会合を開催し、人道支援・災害救援分野における防衛医学上の経験・課題の共有や次回会合で行う机上演習に向けた意見交換などを行った。また、他のEWGも順次会合を開催しており<sup>4</sup>、各国間での意見交換などを通じたそれぞれの分野における実践的な協力を推進している。わが国も各EWGに参加して、積極的に各国との意見交換や提言を行うことで、地域における安全保障協力の一層の強化に取り組んでいる。(図表Ⅲ-3-1-4・5参照)

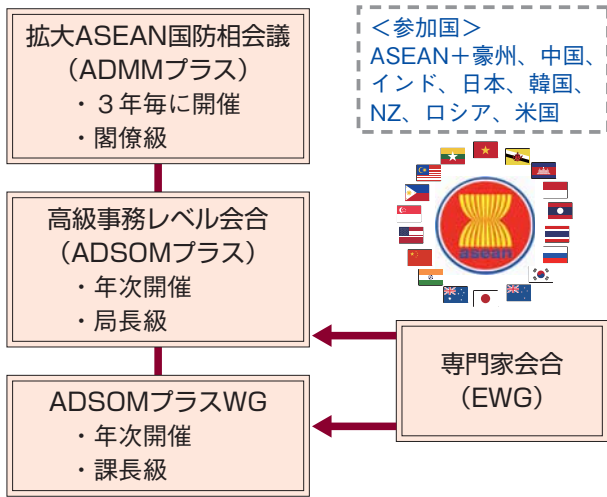


第1回防衛医学EWGにおいて発表を行う陸自隊員 (シンガポール 11(平成23)年7月)

- 1 わが国のほか、米国、豪州、韓国、インド、ニュージーランド、中国およびロシア
- 2 02(平成14)年にASEANと中国間で調印され、南シナ海における紛争などの平和的に解決するための根源的な原則について明記した宣言
- 3 各専門家会合(EWG)の共同議長国には、人道支援・災害救援EWGではベトナムと中国が、海上安全保障EWGではマレーシアと豪州が、カウンターテロリズムEWGではインドネシアと米国が、防衛医学EWGではシンガポールとわが国が、平和維持活動EWGではフィリピンとニュージーランドがそれぞれ就任
- 4 11(平成23)年7月に第1回海上安全保障EWG、同年9月に第1回カウンターテロリズムEWG、同年11月に第1回人道支援・災害救援EWGおよび第1回平和維持活動EWGが開催された。

図表 Ⅲ-3-1-4

拡大ASEAN国防相会議 (ADMMプラス) の組織図



図表 Ⅲ-3-1-5 ハノイ共同宣言の主なポイント

- I ADMMプラスは、防衛・安全保障の課題に対するもっともハイレベルの閣僚級の協議と協力のメカニズムである。
- II 能力構築支援など具体的で実践的な協力を通じ、地域の防衛・安全保障協力を強化する。
- III ADMMプラスでの決定を実行に移すため、高級事務レベル会合 (ADSOMプラス) を設置する。
- IV ①人道支援・災害救援、②海上安全保障、③テロリズムへの対応、④防衛医学、⑤平和維持活動の5分野の専門家会合 (EWG) を設置する。



コラム

VOICE

解説

Q&A

ADMMプラスにおける防衛医学協力

シンガポール軍医療部隊長 海軍大佐 ADMM防衛医学EWG共同議長 カン・ウィー・リー

ASEAN諸国および日本を含む8か国の「プラス」諸国が集う新しい枠組として10(平成22)年10月に発足したADMMプラスは、この地域の平和と安定のための大きな柱です。

閣僚級での戦略的対話の促進に加え、ADMMプラスは、参加各国の軍隊間の協力強化を目指しており、特に分野別の専門家会合(EWG)の役割は重要です。シンガポールは、日本とともに防衛医学に関するEWGの共同議長として、地域の人道支援・災害救援における各国の防衛医学分野での協力の強化に取り組んでいます。具体的には、11(同23)年7月の第1回EWG会合以降、同分野における各国の連絡窓口の登録、各国軍の医療支援能力のリスト化、災害救援時の医療支援に関するSOP※(標準運用手続き)の作成などに取り組んでいます。



12(同24)年7月には、東京において第2回EWG会合として机上演習を行う予定です。これは、災害発生時の初期対応といった厳しい環境に備え、各国軍間の相互運用性を高めることを目的としています。今日の大規模かつ複雑な災害の発生に対応するためには、人道支援・災害救援分野の防衛医学におけるこの地域全体での対処能力向上に向け、域内諸国間での、力を合わせたアプローチが求められています。

※Standard Operating Procedure

## 2 ASEAN地域フォーラム (ARF)

ARFには、現在26か国と1機関<sup>5</sup>が参加している。

ARFは、現状ではNATO、欧州安全保障協力機構 (OSCE) などのような安全保障機構ではないが、外務当局Organization for Security and Co-operation in Europeと防衛当局の双方の代表が出席し、安全保障に関する各種政府間会合が開催されているという点で意義がある。

防衛省としては、ARFがアジア太平洋諸国の共同体意識を醸成し、地域の安全保障環境を安定化させる柱組となるためには、防衛当局間での信頼関係増進が重要であると考えている。このため、ARFに継続的に参加し、わが国の政策や取組の積極的な紹介などを通じた防衛政策の透明性の向上、防衛当局間の率直な意見交換などを通じた相互理解を図るための努力を続けている。

一方、近年では、こうした取組にとどまらず、人道支援・災害救援活動、海上安全保障、平和維持・平和構築といった非伝統的安全保障分野においても、地域における共通の課題として活発に意見交換が行われるようになっていく。毎年、外相級の閣僚会合のほかに、高級事務レベル会合<sup>6</sup> (SOM) Senior Officials Meetingなどが開催され、活発な議論が行われている。さらに、海上安全保障分野においては、09(平成21)年以来、海上安全保障に関する会期間会合 (ISM-MS) Inter-Sessional Meeting on Maritime Securityが開催されており、わが国は11(同23)年、インドネシア、ニュージーランドとともに第3回会期間会合を東京で共催した。このような場を通じて、様々な具体的協力やルールの策定などが模索されている。

現在こうした非伝統的安全保障分野においては、より実地的な協力が模索され始めている。たとえば、人道支援・災害救援分野では、国際的な協力にあたって考慮すべき「一般ガイドライン」の作成に続き、より詳細な協力の手続を定めた「戦略指針」の作成が進められている。

また、09(同21)年には、ARFで初めての実動演習であるARF災害救援実動演習 (ARF-VDR) がフィリピンにおいて、フィリピンと米国との共催で開催された。わが国は、陸自の医療・防疫・給水部隊、海自救難飛行艇 (US-

2) 1機および空自輸送機 (C-130) 2機の合計約100名を派遣し、開催国のフィリピンに次ぐ規模の要員が参加した。

さらに、11(同23)年3月には、第2回ARF災害救援実動演習 (ARF-DiREx2011) がインドネシアにおいて、わが国とインドネシアとの共催で行われたが、3月11日に発生した東日本大震災の災害対応のために参加予定であった部隊の派遣を中止した。一方で、国際社会に対し、共催国として責任を果たすというわが国政府の決意を示すため、これまで演習準備にインドネシア政府とともに携わってきた防衛省・自衛隊 (約10名)、外務省および国際協力機構 (JICA) Japan International Cooperation Agencyの要員が現地に留まり共催国の立場から演習に参加した。こうしたわが国の姿勢は、インドネシア政府側に高く評価されるとともに、国際社会に対して地震・津波災害における国際協力の重要性について強く訴える機会となった。

ARF災害救援実動演習は、ARFが意見交換から実動演習の段階に踏み込んだという点できわめて大きな意義を有するものであり、地域の実地的・具体的な安全保障協力の推進に大きな役割を果たしている。

このように、各種分野において、域内各国が具体的な協力・連携要領を議論し、一定のルールなどを策定した上で訓練・演習を行い、地域の各種協力・連携要領にフィードバックさせていくというプロセスを繰り返すことにより、地域内における災害などへの対処能力が向上するのみならず、参加各国の相互理解・信頼醸成も促進されることから、わが国としてもこうした取組をさらに進めていくことが重要である。

## 3 防衛省・自衛隊が主催している 多国間安全保障対話

### (1) 東京ディフェンス・フォーラム

アジア太平洋地域の安全保障を考える上でのわが国独自の取組として、防衛省は、96(平成8)年から地域諸国の防衛政策担当幹部 (国防省局長、将官クラス) を対象とする

5 ASEAN10か国 (ブルネイ、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム、カンボジア (95(平成7)年から)、ミャンマー (96(同8)年から))、日本、オーストラリア、カナダ、中国、インド (96(同8)年から)、ニュージーランド、パプアニューギニア、韓国、ロシア、米国、モンゴル (98(同10)年から)、北朝鮮 (00(同12)年から)、パキスタン (04(同16)年から)、東ティモール (05(同17)年から)、バングラデシュ (06(同18)年から)、スリランカ (07(同19)年から) の26か国および欧州連合 (EU) European Union

6 高級事務レベル会合 (SOM) のほか、信頼醸成措置および予防外交に関する会期間支援グループ (ISG on CBM/PD)、ARF安全保障政策会議 Senior Officials Meeting (ASPC) Inter-Sessional Support Group on Confidence Building Measures and Preventive Diplomacyなどが開催されている。また、02(同14)年の閣僚会合以降、全体会合に先立って、ARF防衛当局者会合 (DOD)、会期間会合 (ISM) ARF Security Policy Conference Defense Officials' Dialogue Inter-Sessional Meetingが開催されている。

「アジア太平洋地域防衛当局者フォーラム(東京ディフェンス・フォーラム)」を毎年開催し、各国の防衛政策や防衛分野での信頼醸成措置への取組について意見交換を行っている。

12(同24)年3月の第16回フォーラムには、アジア太平洋地域の24か国に加え、ヨーロッパ連合(EU)、赤十字国際委員会(ICRC)および国連人道問題調整部(UNOCHA)の参加を得て意見交換を行った。本フォーラムでは、①「災害救援時における軍民関係」および②「海上安全保障に係る取組」を議題として議論を行った。また、本フォーラムにあわせて、国内外から著名な有識者および防衛当局者を招き、地域における対話・協力の促進に寄与することを目指すこととして、一般公開の「東京ディフェンス・フォーラム・セミナー」<sup>7</sup>を開催した。



東京ディフェンス・フォーラムにおいて挨拶を行う  
田中防衛大臣(当時)(中央)(東京 12(平成24)年3月)

## (2) 日・ASEAN諸国防衛当局次官級会合

安全保障分野における日・ASEAN間の次官級の人脈の構築を通じて二国間・多国間の関係強化を図るため、09(同21)年より毎年、防衛省主催で日・ASEAN諸国防衛当局次官級会合を開催するとともに、あわせて二国間の次官級会談も行っている。また、本会合にあわせて、国内外から有識者・防衛当局者を招き、地域が抱える安全保障上の課題やこうした課題に対する防衛当局の役割について議論を行う、一般公開の「共通安全保障課題に関する東京セ

ミナー」も毎年開催している<sup>8</sup>。

11(同23)年9月に第3回会合が開催され、ASEAN諸国およびASEAN事務局の次官クラスの参加を得て、①海上安全保障強化への地域における取組、②非伝統的安全保障分野を中心とした能力構築支援について意見交換を行った。また、東日本大震災について、各国からお見舞いの言葉とともに自衛隊の対応への評価が表明された。また、防衛事務次官がカンボジア、インドネシア、マレーシア、ミャンマー(初の次官級会談)、フィリピンおよびベトナムの参加者との二国間の次官級会談をそれぞれ行った。

参照 資料51



日・ASEAN次官級会合において意見交換する  
中江防衛事務次官(当時)(右)(東京 11(平成23)年9月)

## 4 その他

### (1) 民間機関主催の国際会議

安全保障分野においては、政府間の国際会議だけではなく、政府関係者・学者・ジャーナリストなどが参加する民間機関主催の国際会議も開催されている。こうした会議は、政府間の政策発信・信頼醸成に資するだけではなく、中長期的な安全保障上の課題を共有し、意見交換する場としても重要であり、防衛省として高く評価している。

こうした国際会議のうち、主なものとしては、IISS(英国国際戦略研究所)が主催する、IISSアジア安全保障会議(シャングリラ会合)<sup>9</sup>およびIISS地域安全保障サミット

<sup>7</sup> 平成23年度の東京ディフェンス・フォーラム・セミナーは本会合同テーマにて議論を行った。

<sup>8</sup> 平成23年度においては、本会合翌日に「共通安全保障課題に対する東京セミナー」を開催し、①「資源問題と安全保障問題」および②「海上安全保障強化への地域における取組」について議論を行った。

<sup>9</sup> アジア太平洋地域の国防大臣クラスを集めて防衛問題や地域の防衛協力についての議論を行うことを目的として開催される多国間会議であり、民間研究機関である英国の国際戦略研究所の主催により始まった。02(平成14)年の第1回から毎年シンガポールで開催され、会場のホテル名からシャングリラ会合(Shangri-La Dialogue)と通称される。<<http://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/dialogue/others/iiss.html>>参照

(マナーマ対話)がある。

IISSアジア安全保障会議は、地域安全保障枠組の設立を目的として設置され、毎年シンガポールにおいて、アジア太平洋地域の国防大臣などが多数参加する国際会議であり、地域の課題や防衛協力などが話し合われている。12(同24)年6月の第11回会議には、わが国から渡辺防衛副大臣が参加し、「海洋の自由を守る」をテーマとするスピーチを行った。同スピーチにおいて、渡辺防衛副大臣は、アジア太平洋地域の安定した海洋秩序を構築するため、①大原則としての「航行の自由」、②現場のマナーとしての「グッドシーマンシップ」および③地域の各国との実務協力の重要性を指摘した。また、本会議に際し、渡辺防衛副大臣は、日米韓および日米豪の三国間会談をそれぞれ行うとともに、オーストラリア、シンガポール、ニュージーランド、インドネシア、英国およびフランスの国防大臣などと個別に二国間会談を行った。



シャングリラ会合においてスピーチを行う  
渡辺防衛副大臣(シンガポール 12(平成24)年6月)

IISS地域安全保障サミットは、中東諸国の外務・防衛当局など関係者を中心に、安全保障に関して意見交換を行う国際会議であり、バーレーンのマナーマで開催されている<sup>10</sup>。わが国にとって中東地域の安定はエネルギー安全保障、シーレーンの安全と安全確保の観点からきわめて重要であり、防衛省としては、05(同17)年の第2回会議以降、毎年、参加している。

## (2) アジア太平洋諸国参謀総長等(CHOD)会議

Chief of Defense

CHODは、主にアジア太平洋諸国の参謀総長などが一堂に会し、地域の安全保障に関するテーマについて自由に意見交換を行うとともに、あわせて行われる二国間会談などを通じて、域内各国の相互信頼醸成および安全保障上の関係強化を図ることを目的として開催されている。

本会議は、98(同10)年の第1回会議以降毎年開催され、わが国は第1回から継続的に参加している。04(同16)年には、わが国は米太平洋軍と第7回会議を共催した。11(同23)年10月には、第14回会議が米太平洋軍の主催によりハワイで開催され、統幕長が参加した。

参照 資料52

## (3) オピニオンリーダーの招へい

01(同13)年より、わが国の安保・防衛政策、自衛隊の現状などに関する理解を促進することを目的として、アジア太平洋地域のうち特にわが国として信頼関係を深めることが有益と思われる国から、主に安全保障政策の関係者をわが国に招へいしている。平成23年度はインドネシアとミャンマーから国防省関係者を招へいた。

## 3 実践的な多国間安全保障協力の推進

### 1 能力構築支援

近年、人道支援・災害救援、地雷・不発弾処理、防衛医学などの非伝統的安全保障分野における防衛当局の役割や協力が拡大・深化しており、特に、国際社会が協力し、こ

うした分野における関係国の能力を向上させる能力構築支援の重要性が認識されている。こうした状況を踏まえ、22大綱においては、自衛隊が有する能力を活用し、具体的・実質的な協力を推進するとともに、域内協力枠組の構築・強化や域内諸国の能力構築支援に取り組むことが明記され

10 最近の実績として、10(平成22)年12月の第7回会議には広田防衛大臣政務官(当時)が参加した。この会議に際し、広田防衛大臣政務官は、英国のアスター国防政務官、ドイツのシュミット国防政務官、バーレーンのムハンマド国防担当国務相および米国のフォックス第5艦隊司令官と個別に意見交換を行った。なお、11(同23)年は開催されなかった。



ている。

防衛省・自衛隊は、これまで、国際協力の一環として、①国連平和維持活動、②国際緊急援助活動、③ソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動などを行っているが、こうした活動は、紛争や大規模災害など実際に生じた安全保障上の問題への「事後的」な対応と位置付けられる。これらの活動に対し、能力構築支援は、「平素」から継続的に非伝統的安全保障分野における人材育成や技術支援などを通じて途上国自身の対処能力を向上させることにより、地域内における安定を積極的・能動的に創出し、国際的な安全保障環境を改善するという新たな発想に基づく取組である。能力構築支援に取り組むことは、①各国の軍および軍関係機関からの支援要請に応える形で能力構築支援を行うことにより、二国間関係の強化が図られる、②開発途上国の安全保障分野における能力を向上させることにより、国際的な安全保障環境の改善につながる、③地域の平和と安定に積極的・主体的に取り組むわが国の姿勢が、国民や支援対象国に正確に認識されることにより、防衛省・自衛隊および日本全体への信頼が向上し、ひいては国際社会におけるわが国の発言力の向上につながる、④「事後的」な対応



カンボジアにおいて、能力構築支援に関する調整を行う隊員  
(プノンペン 12(平成24)年3月)

## 2 パシフィック・パートナーシップ

07(平成19)年より行われているパシフィック・パートナーシップ(PP)は、米海軍を主体とする艦艇が地域内の各国を訪問して、医療活動、文化交流などを行い、その際 Pacific Partnership  
に各国政府、軍、国際機関、NGOとの協力を通じ、参加

に比べ、事態の生起を未然に防ぐことができ、あるいは実際に事態が発生した場合の被害を減少させる可能性があり、対処に要するコストが大幅に軽減される、といった利点がある。

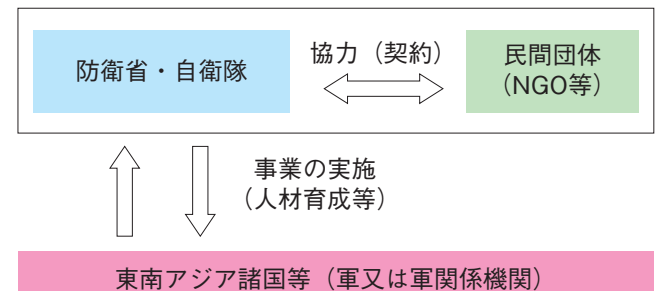
特に、東南アジア諸国からは、非伝統的安全保障分野における自国の対処能力向上への支援要請が寄せられており、防衛省・自衛隊としても、自らの有する知見・経験などを用いることで、関係国の軍および軍関係機関の能力向上や人材育成に積極的に取り組む必要があると考えている。

このため、11(平成23)年度に主に東南アジア諸国において、現地調査や具体的なニーズの把握や分析を行い、今後行うべき能力構築支援分野や態様に関する調査研究を行った。12(同24)年度には、具体的な支援対象国および支援内容を決めて本格的に能力構築支援事業を行う予定である。なお、事業の一例としては、支援内容に知見を有する NGOなどの民間団体と防衛省が契約を結び、当該民間団体と協力して関係国の軍および軍関係機関に対する能力構築支援を行っていくこととなる。

(図表Ⅲ-3-1-6 参照)

図表 Ⅲ-3-1-6

能力構築支援事業のイメージ



(注) 24年度予算に約1.6億円を計上



国の連携強化や災害救援活動の円滑化などを図る活動である。わが国は、07(同19)年から、海自の医官などを派遣して調査研究を行ってきた。

PPへの参加は、関係国間の相互理解と協力関係を増進し、国際的な安全保障環境の改善に寄与するとともに、日米安保体制の強化にもつながることから、わが国の平和と

安全を確保する観点から重要である。また、具体的な活動を通じ、国際緊急援助活動や国際平和協力業務での医療や輸送に関する自衛隊の練度・技量の向上を図るとともに、民間団体との調整・連携のためのノウハウを得る上でも有意義な機会であるものと考えている。

10(同22)年に初めて自衛隊の部隊を派遣し、海自輸送艦「くにさき」と自衛隊医療チームが参加し、NGOとも協力しつつ、ベトナムおよびカンボジアで医療活動や文化交流を行った。11(同23)年は東日本大震災のため、前年より規模を縮小し、東ティモールおよびミクロネシアにおいて、医療活動および公衆衛生教育を行った。12(同24)年については、10(同22年)と同規模に戻し、海自輸送艦、自衛隊医療チームに加えて、新たに空自輸送機を派遣し、フィリピンおよびベトナムにおいて、NGOとも協力して、医療活動や文化交流などを行っている。

### 3 多国間共同訓練

#### ア アジア太平洋地域での多国間共同訓練の意義

アジア太平洋地域では、00(平成12)年より、従来から行っていた戦闘を想定した訓練に加え、人道支援・災害救援(HA/DR)、非戦闘員退避活動(NEO)などの非伝統的安全保障分野を取り入れた多国間での訓練への取組を始めるようになった。

このような多国間の共同訓練に参加し、また主催することは、自衛隊の各種技量の向上はもとより、関係国間の各種調整や意見交換を通じ、協力の基盤を作る上で重要であり、防衛省・自衛隊としても、引き続き、これらの訓練に積極的に取り組んでいる。

(図表Ⅲ-3-1-7参照)

#### イ 多国間共同訓練への取組

##### (ア)多国間共同訓練の参加・主催

02(同14)年4月、第2回西太平洋潜水艦救難訓練をわが国として初めて海自が主催し、同年10月にも、海自が多国間捜索・救難訓練を主催した。11(同23)年3月には、ARFの枠組で2回目となる災害救援実動演習(ARF-DiREx 2011)をわが国とインドネシアが共同で開催し、防衛省・自衛隊から要員約10名が参加した。



フィリピンにおいてNGO医師と連携して医療活動を行う海自医官  
(12(平成24)年6月)

また、自衛隊は、05(同17)年以降、毎年行われている、米・タイ共催の多国間共同訓練である「コブラ・ゴールド」演習に参加している。12(同24)年2月に行なわれた「コブラ・ゴールド12」では、指揮所演習、人道・民生支援活動の医療部門、在外邦人等輸送訓練に参加した。

さらに、陸自は11(同23)年8月、米国およびモンゴル共催の多国間共同訓練「カーン・クエスト11」に参加した。一方で海自は11(同23)年10月、バーレーン周辺海域で行われた米英共催多国間掃海訓練に参加し、また、空自は12(同24)年2月、グアムにおいて米空軍および豪空軍との初の日米豪共同訓練「コープ・ノース・グアム」を行い、参加各国軍との相互理解の増進を図った。このように、様々な多国間共同訓練に積極的に参加している。



日米豪共同訓練(コープ・ノース・グアム)において  
米豪軍士官と調整する空自隊員(12(平成24)年2月)

図表 Ⅲ-3-1-7 多国間共同訓練の参加など(11(平成23)年以降)

年月	訓練名	場所	参加国	自衛隊参加部隊など
11年 2月	コブラ・ゴールド11	タイ	日本、米国、タイ、インドネシア、韓国、シンガポール、マレーシアなど	統幕、陸幕、航空支援 集団、中央即応集団、 内局など 約60名
11年 3月	アマン11	パキスタン	日本、パキスタン、中国、フランス、英国、米国、オーストラリアなど	航空機 2機
11年 3月	第2回 ASEAN地域フォーラム(ARF) 災害救援実動演習	インドネシア	日本、インドネシア、米国、オーストラリア、中国、インド、シンガポールなど	統幕、陸幕、海幕、空 幕、内局 約10名
11年 6月	多国間共同訓練GPOI (Global Peace Operations Initiative) キャップストーン演習 (アヤラ・ガーディアン11)	タイ	日本、タイ、米国、バングラデシュ、インドネシア、マレーシア、モンゴル、ネパール、フィリピン、ベトナムなど	人員約10名 ※オブザーバーを含む
11年 6月～7月	パシフィック・パートナーシップ 2011	東ティモール、 ミクロネシア	日本、米国、オーストラリア、カナダ、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、スペインなど	人員約10名
11年 7月	日米豪共同訓練	ブルネイ周辺海 域	日本、米国、オーストラリア	艦艇 1隻
11年 7月～8月	多国間共同訓練 (カーン・クレスト11)	モンゴル	日本、米国、モンゴル、カンボジア、インド、韓国、インドネシア	人員 2名
11年 10月	米英共催多国間掃海訓練	バーレーン周辺 海域	日本、米国、英国	艦艇 2隻
12年 2月	日米豪共同訓練 (コープ・ノース・グアム)	米国グアム島お よび同周辺空域	日本、米国、オーストラリア	航空機 約20機 人員 約330名
12年 2月	コブラ・ゴールド12	タイ	日本、米国、タイ、インドネシア、韓国、マレーシア、シンガポールなど	統幕、陸幕、航空支援 集団、中央即応集団、 内局など 約70名
12年 2月～3月	多国間共同訓練GPOI (Global Peace Operations Initiative) キャップストーン演習 (シャンティ・テュード-3)	バングラデシュ	日本、バングラデシュ、ブルネイ、インドネシア、マレーシア、ネパールなど	人員 4名
12年 4月	米フィリピン共同演習 (バリカタン12)	フィリピン	日本、米国、フィリピン、オーストラリア、インドネシア、韓国、マレーシア	人員 3名
12年 5月	豪陸軍主催射撃競技会	オーストラリア	日本、オーストラリア、米国、ブルネイ、カナダ、フランス、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、フィリピン、シンガポール、タイ、東ティモール、英国	人員 約20名
12年 6月	日米豪共同訓練	九州南東海域	日本、米国、オーストラリア	艦艇 2隻 航空機 1機
12年 6月	日米韓共同訓練	朝鮮半島南方海 域	日本、米国、韓国	艦艇 3隻
12年 6月～7月	パシフィック・パートナーシップ 2012	フィリピンおよ びベトナム	日本、米国、オーストラリア、カナダ、チリ、マレーシア、オランダ、ニュージーランド、シンガポールなど	艦艇 1隻 航空機 6機(人員輸送) 人員 約50名

※下線部は主催国

(イ)多国間共同訓練へのオブザーバーの招へいなど

01(同13)年9月、わが国で行った第4回日露捜索・救難共同訓練に、アジア太平洋地域の8か国からオブザーバーの参加を得て以来、諸外国からのオブザーバーの招へいにも取り組んでいる。

また、陸自は、02(同14)年以降、多国間協力の一環とし

て、毎年アジア太平洋地域多国間協力プログラム(MCAP)を主催し、アジア太平洋地域を中心とした関係各国の実務者を招へいしている。11(同23)年9月には、アジア太平洋地域の22か国および6の行政機関などの組織から参加を得て、「東日本大震災の経験の共有と課題」について意見交換を行った。